

第23期 第19回

定例農業委員会総会

議 事 録

平成31年1月31日

伊予市農業委員会

第 23 期

第 19 回定例農業委員会総会議事録

平成 31 年 1 月 31 日（木）午後 1 時 30 分から、伊予市農業振興センターにおいて第 19 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者	農業委員	17 名
	事務局	局長
		次長
		係長
		主査

欠席者	農業委員	2 名
-----	------	-----

議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 63 号	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について	2 件
議案第 64 号	一般競争入札に係る農地法第 3 条の許可の適否について	1 件
議案第 65 号	農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について	1 件
議案第 66 号	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について	1 件
議案第 67 号	農業振興地域整備計画の変更に対する意見について	1 件

第 3 報告第 51 号	農地法第 5 条の規程に基づく届出について	1 件
報告第 52 号	農地法第 5 条の規程に基づく農地転用事業計画変更について	1 件
報告第 53 号	農地法第 18 条の規程に基づく解約通知について	5 件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より平成30年度第19回1月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

＜一同、礼＞

御着席下さい。

開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議 事

第 1

■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思えます。

議席番号 5番 ○○ ○○ 委員、6番 ○○ ○○ 委員の両名をお願い致します。

第 2

■議案第63号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第63号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

事務局説明をお願いします。

事務局

1番

貸出人	上三谷	○○ ○○
借受人	松山市	株式会社 ○○
申請地	上三谷字下ハザ	田
借受人の耕作面積	○○㎡	
申請理由	(貸出人)	農地管理困難
	(借受人)	経営規模拡大
権利の種類	5年間の使用貸借権設定	
借受人の作付作物	米	
主な農機具の保有状況	農作業用自動車2台、トラクター2台、田植機3台、コンバイン2台	

労働力 常時3人
周辺農業経営への影響 特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号に規定する農地の権利移動の制限に関する事項

- 第1号 効率的に営農すると認められない場合
- 第2号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合
- 第3号 信託の引き受けにより取得しようとする場合
- 第4号 農作業に常時従事すると認められない場合
- 第5号 耕作面積が取得面積を含めて50アールに満たない場合
- 第6号 また貸しするおそれがある場合
- 第7号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

いずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます
以上です。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

上三谷の〇〇さんにつきましては高齢のために農作業ができないということで誰かに作ってもらいということで申請があったのですが、9月に〇〇が近くの田の売買・貸借を引き受けておりますので、この農地も隣接地になるということです。〇〇が作っていくということで希望がでていますのでよろしく申し上げます。

議長

番号1につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2につきまして事務局説明をお願いします。

事務局

2番

譲渡人	上三谷	〇〇	〇〇
譲受人	上三谷	〇〇	〇〇
申請地	上三谷字客池下	田	
譲受人の耕作面積	〇〇	m ²	
申請理由	(譲渡人)	病気のため耕作困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	米・梨		
主な農機具の保有状況	農作業用自動車、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機		
労働力	常時1人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます
以上です。

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

〇〇さんは〇〇歳ではありますが、昨年病気で倒れまして田の耕作ができないということで、誰かに土地を譲りたいという希望がでていまして、〇〇さんは松前から上三谷へでて住んでいますが、〇〇さんがその田を引き受けて規模拡大をしていきたいということで、ちょうど隣接の田になっていて米を作りたいということですので、よろしくお願ひします。

議長

番号2につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、2ページをお開きください。

■議案第64号 一般競争入札に係る農地法第3条の許可の適否について

議長

議案第63号 一般競争入札に係る農地法3条の許可の適否について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

事務局説明をお願いします。

今回の議案は、農林水産省から一般競争入札への参加資格について照会がありましたので、通常の3条の申請と同じように、買受人が農地法の許可基準を満たしているかどうかを審議していただくことになります。

1番

買受人	上吾川	〇〇	〇〇
-----	-----	----	----

申請地ですが議案書の記載が誤っていましたので訂正をお願いします。
正しくは上吾川字横内 畑

買受人の耕作面積	〇〇m ²
買受理由	経営規模拡大
権利の種類	一般競争入札による所有権移転
買受人の作付作物	米、トマト、サツマイモ、ナス
主な農機具の保有状況	トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機
労働力	常時2人
周辺農業経営への影響	特に支障なし

以上です。

議長

議案第64号につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

〇〇さんはこの国有地の購入を予定されています。この方は〇〇歳で野菜とか米をつくっていきまして、上吾川でもかなり作られています。大洲市にも畑がありまして野菜を作られています。聞いたところによりますと、広島、静岡の方で広げたいという話をし、オリンピックの需要を取りたいという計画でされているようです。ここの畑は面積が小さいのですが、ちょうど隣の農地を〇〇さんが作っているのです、ちょうど畦なしでいけそうなので、購入したいということです。上吾川でも遊休農地になりそうなところを、規模拡大したいということで〇〇さんに紹介しています。よろしく願います。

議長

議案第64号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第64号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案第64号につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、3ページをお開きください。

■議案第65号 農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第65号 「農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

申請人 市場 ○○ ○○

土地所有者 市場 ○○ ○○

申出地 市場字中盛 田

転用目的 農家住宅

去年の8月に農振除外で審議した案件になります。

申請人は、借家で生活しておりますが、妻と子供、母の3世代同居のため手狭になったこと、また申請人が土地所有者である亡き父の農業後継者として、生活の本拠となる農家住宅を建築することとなり転用許可申請に至ったものであります。

申請地は、市場○○集落にある○○の南側位置し、10ha未満の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

以上です。

議長

議案65号につきましては地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

この〇〇さんのところは、借地の土地で、家も70年近く古い家になります。子供達が大きくなって手狭にもなったので、申請したいということです。よろしくお願ひします。

議長

議案65号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案65号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案65号につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、4ページをお開きください。

■議案第66号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第66号 「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

借受人	下吾川	〇〇	〇〇
貸渡人	稲荷	〇〇	〇〇
申出地	米湊 字南原	田	
転用目的	農家住宅		
権利の種類	使用貸借権		

去年の6月に農振除外で審議を行った案件になります。

借受人は健康に不安のある養父の〇〇さんに代わって、農業を行っています。

現在は、妻、子供の家族3人で借家住まいをしています。子供の成長に伴い現在の住居では手狭であることから、自己の住居を構えることによる生活基盤及び農業経営基盤を確立するために、農家住宅を建てるべく、転用申請に至ったものであります。

申請地は〇〇の南側に位置し、10ha未満の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれが無いと認められます。
以上です。

議長

議案第66号につきましては地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

現在〇〇さんは下吾川に住んでいますが、養父にあたる〇〇さんが体の調子が悪く、年齢的にも〇〇歳ということで高齢になります。〇〇さんが勤務の傍ら農作業を行っていますが、この土地は養父母の住宅にも近いし、実家の方にも近いということで、友達も近くにいるので、農家住宅を建ててさらに頑張りたいということでお話をされています。よろしくお願ひします。

議長

議案第66号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第66号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案第66号につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、4ページをお開きください。

■議案第67号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議長

伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農振農用地からの除外申請があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

今回1件の申請がありました。

1番

申出人	双海町大久保	宗教法人	〇〇	代表役員	〇〇	〇〇
土地所有者	松山市		〇〇	〇〇		

申出地 双海町大久保字ヒジキ 田
転用目的 神社本殿・拝殿・鳥居等の建立

申出人である宗教法人が営む神社は、地元の信仰の場として旧来より崇敬を集めてまいりました。しかし、近年、神社へ参拝するには麓から中腹まで急峻な山道を徒歩で登らねばならず少子高齢化も相まって、年々地域住民による参拝が難しくなってきたことと、そこに台風や大雨による自然災害により、現神社において周囲の大木が倒壊、拝殿を直撃するなど再建が困難なほど甚大な被害を受けたため、神社存続のために地元で移転したいと機運が高まったため、法人役員会で決定し、移転手続きとして土地を選定した結果、土地所有者が農地を寄付することで話がまとまったため、今回の農振除外の申請に至ったものであります。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件、

- 第1号要件 代替地が無い。
- 第2号要件 周辺農地への影響が無い。
- 第3号要件 担い手への影響も無い。
- 第4号要件 付帯施設への影響も無い。
- 第5号要件 土地基盤整備事業の実施も無い。

については確認済であることを沿え、意見を求められております。

申出地は、農地の広がりがない第2種農地と判断され、農地転用基準からの判断から、も当該計画変更に伴う転用は問題ないと考えられます。

以上です。

議長

議案第67号につきましては地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

私の家の近くの田になりますが、私の家の裏山に標高〇〇mくらいの〇〇山がありまして、そこに昔から砦みたいな〇〇城というお城がありました。約1,200年前にその〇〇城の城主だった方が、〇〇神社を寄進されたということです。車でいく終点から昔の獣道を1km半から2kmぐらい上がった〇〇山の中腹に神社が建ってありました。それを地元の我々が代々守っていたということですが、2年前の大風で、拝殿の真上にご神木が6本ぐらい境内の中にあっただのですが、そのうちの1本が倒れてきたということで、場所も車がいけないような非常に不便なところで、これから後も若い人たちがお守りするには、今のところに建替えるのも大変ですし、後に守るのも難しいというご意見もございまして、それなら部落の中の部落道が通っている隣接地をどこか探してみよう

ということで、役員さんが検討・交渉した結果、寄付を申し出ていただきました。寄付すると言われた方が1年前に亡くなりましたが、松山市の方でございまして、お孫さんが後を相続されて、気持ちよく部落のために寄付したいということで、その場所が農振地域に該当しているので、除外を皆様方にご協力いただきたいです。建てるだけの寄付金は集まっていますので、手続きが済み次第この神社をお守りしたいと話が進んでいます。ご検討よろしく申し上げます。

議長

議案第67号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第67号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案第67号につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、6ページをお開きください。

■報告第51号 農地法第5条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第51号「農地法第5条第1項の規定に基づく届出」、を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回1件の届出がありました。

1番

譲渡人	下吾川	〇〇	〇〇
	下吾川	〇〇	〇〇
	下吾川	〇〇	〇〇
	下吾川	〇〇	〇〇
譲受人	松山市	株式会社	〇〇
届出地	下吾川字南西原	畑	外4筆
転用目的	宅地分譲		
権利の種類等	所有権移転		

以上です。

議長

報告第51号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

報告事項ですので、続きまして7ページをお開きください。

■報告第52号 農地法第5条の規程に基づく農地転用事業計画変更について

議長

報告第52 「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用事業計画変更申請」を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

貸渡人	市場	〇〇	〇〇
	市場	〇〇	〇〇
	伊予郡松前町	〇〇	〇〇
借受人	下唐川	株式会社〇〇	〇〇トンネル工事事務所
		現場代理人	所長 〇〇 〇〇
申請地	市場	字宮領	田 外1筆
転用目的	変更前	工事事務所等 (工事事務所、労務宿舎、駐車場)	
	変更後	労務宿舎等 (労務宿舎、駐車場)	
権利の種類等	賃貸借権(4年間)		

平成30年9月の総会で承認され4年間の一時転用の許可がおりた案件ですが、今回は転用目的の変更申請がありました。変更内容としては、当初はトンネル工事のための工事事務所1棟と労務宿舎1棟、駐車場となっていましたが、事務所を設置するにあたり工事現場がある〇〇の地域住民より、事務所がある〇〇から工事現場のある〇〇への通行が増えると事故の恐れもでてくるので、工事現場の近くに事務所を設置して欲しいという要望があり事務所を当初の目的である市場に建てずに〇〇のトンネル工事現場の近くに建てるということです。工事事務所の設置場所の移動はやむを得ないと判断し、建築物が当初計画より減るため、周辺の農地に対する影響もなく、変更申請を受理いたしましたので、ご報告させていただきます。

以上です。

議長

報告第52号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

報告事項ですので、続きまして8ページをお開きください。

■報告第53号 農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書について

議長

報告第53号「農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書」を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

今回5件の届出がありました。

1番

貸出人	下唐川	〇〇	〇〇
借受人	下唐川	〇〇	〇〇

届出地	上唐川字日ノ浦 畑 外5筆
解約事由	双方合意
権利の種類等	基盤法 賃貸借権設定

2番

貸出人	上三谷	〇〇	〇〇
借受人	上野	〇〇	〇〇

届出地	上三谷字平松 田
解約事由	双方合意
権利の種類等	基盤法 賃貸借権設定

3番

貸出人	八倉	〇〇	〇〇
借受人	宮下	〇〇	〇〇

届出地	八倉字神輿休 田
解約事由	双方合意

権利の種類等 基盤法 賃貸借権設定

4番

貸出人 中山町佐礼谷 ○○ ○○
借受人 中山町中山 ○○ ○○
届出地 中山町佐礼谷 3号 畑
解約事由 双方合意
権利の種類等 農地法 3条 賃貸借権設定

5番

貸出人 市場○○ ○○相続人代表 ○○ ○○
借受人 市場 ○○ ○○
届出地 市場字満守 田
解約事由 双方合意
権利の種類等 農地法 3条 賃貸借権設定

議長

報告第53号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

続きましてその他事項に進みたいと思います。

■その他

その他事項なし

議長

次回の開催日程について

定例総会 平成31年2月27日(水曜日) 午後1時30分伊予市農業振興センター
を開催予定としております。

以上で、第19回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、第19回1月の伊予市農業委員会総会を終了致します。
一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

(午後2時10分 閉会)